

平成 25 年度 第 2 回 鳥獣保護管理のあり方検討小委員会における主な意見

平成 25 年 6 月 10 日（月）10:00～17:30 環境省第一会議室

〔※以下は、第 2 回委員会（ヒアリング）における委員の主な意見等を整理したもの。〕

- 鳥獣保護法は従来の規制法からマネジメントのための法律に変える必要がある。マネジメントは公的な仕事である。公的な業として捕獲を位置づける必要がある。
- 鳥獣保護管理が公的な面を持つという観点から、現在の規制を見直す必要。農林業被害が注目されがちだが、環境省にとっては生態系への影響が重要と考えるが調査が不十分であり、シカによる植生以外の生物への影響も大きいのではないかと。
- 中山間地の過疎化が進む中、現在の農林業被害はなくなる可能性もある。専門的な科学的判断により中長期的に日本の社会をどうしていくかの目標を決める必要があることを考慮しつつ、今後のあり方を検討していく必要。
- 人身事故も目立ってきており、野生動物の管理に誰がどこまで責任を持つかを明確にする必要。個人と行政の責任分担を明確にすることで、費用対効果やコスト、獲るべき手段等の議論が進むのではないかと。
- 公的捕獲のコストをだれが負担するのか、個人の財産に対しても公が負担すべきかの切り分けを議論するために、現在のコストパフォーマンスの適切さを検証し、行政が納税者への説明責任を果たせるような仕組みを鳥獣保護管理の制度設計の中に盛り込む必要。
- 特定計画をしっかりと実施しなければ被害はなくなる。3つの柱をバランスよく行うことが難しい理由を明らかにし、どのような方向に進むべきかを十分検討する必要。効果を上げるためには、規制改革により何をすべきか（規制緩和、特例等）を考え、実施していく必要。
- 特定計画は崩壊していないし、崩壊させるべきではない。この 15 年間の反省は、研究者も捕獲従事者も個体群の管理をできるレベルに達していなかったこと。捕獲量拡大のためには、これまでのような単なる規制緩和では難しい。質の高い捕獲を推進するためには、専門性の高い捕獲技術者と、狩猟者や被害農家等を結びつける捕獲コーディネーターが専従的に配置されることが重要。今後検討すべきは、①捕獲体制の変革（公的な捕獲の担い手として専門性の高い捕獲事業者の育成と、既存の実施隊との連携）、②革新的な捕獲技術に関する規制緩和、③自然保護地域や特定計画の及ばない地域での捕獲規制の緩和。捕獲した個体の処理についても、個体数調整の障害とならないような法ないしは制度の基準の緩和を含めた検討が必要。
- 日本の自然環境が激変しており、個体数調整が必要であることを一般の方に理解してもらうことが必要。